

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 2 7 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 30 年 2 月 28 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の対象
農林水産部

第 2 監査の期間
平成 29 年 11 月 20 日～24 日

第 3 監査の概要
(1) 監査の種類
地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査
(2) 監査の対象とした事項
平成 27 年度及び平成 28 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法
今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

- (1) 収入に関すること
- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
 - ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- ④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

- ① 公印の管理状況
- ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- ③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成27年度及び平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

〔農林課〕

【意見】

1. 林業団体育成支援事業補助金について

平戸市林業団体育成支援事業補助金交付要綱第2条において補助対象団体を生産森林組合とし、平成28年度の実績報告では17団体が交付を受けている。しかし、申請を平戸市生産森林組合連合会が行っているものの要綱には委任に関する記述がない。現状の申請方法を続けるのであれば要綱の見直しを検討されたい。

2. 平戸牛の里づくり事業について

平成28年度の優良繁殖雌牛群造成事業として、全国和牛能力共進会宮城大会平戸市対策協議会が、平戸牛の里づくり事業補助金交付要綱第6条（申請手続きの委任）に基づき農業者25人（30頭分）を一括して補助申請している。

しかしながら、優良繁殖雌牛群造成事業および指定交配推進事業については、農業者からの申請を想定し、団体に委任できるものと推察される。したがって、この場合には、各農業者からの委任状が必要である。

〔水産課〕

【意見】

1. 事業関連の登記について

獅子漁港関連道路事業に係る用地買収については、平成 27 年度・28 年度事業分は登記が完了していた。26 年度分の 1 件が未登記となっている。現在、地権者と協議中との事であるが、早期に未登記の解消に努められたい。

〔共通〕

【意見】

1. 時間外勤務について

平成 28 年度における職員の勤務時間以外の在庁時間については、出退勤表をもとに検査したところ、休日出勤を含め月平均 40 時間を超える者が、管理職を除き農林課では 4 名、水産課では 2 名おり、多い月には 100 時間を超えている職員もいた。これらも含め、時間外勤務命令を受けることなく長時間在庁している状況も多く見受けられた。

このことは、職務によるところも大きな要因であるとは思われるが、限られた職員にのみ負担がかかることがないように、職務分担の見直しを含めた人員配置や勤務命令のあり方など検討が必要である。

【所見】

平成 31 年度を目標とする平戸市総合戦略では、農林・水産業の重要業績評価指標を新規就業者と生産販売額の増加におき各事業の成果を統合したものとして設定されているが、特に補助金事業等については、利用者の自主性と利便性に重点を置くために成果が見えにくい。事業者に成果を認識してもらうためにも中間評価などを行うことが望まれる。

また、鯛の鼻パイロット事業（2 工区）の未換地処理問題については、長期間手付かずの状態であったが、平成 28 年度から復元測量を行い、平成 35 年度には換地処分を終了し、その後、国土調査法第 19 条第 5 項の申請を行う方針を決定している。取り組み後の進捗状況も順調に推移しており、今後とも継続的な取り組みが求められる。

林道橋梁 1 基、漁港橋梁 7 基、農道橋梁 10 基がある。

このうち林道橋梁については、平成 28 年度に長寿命化計画を策定している。

また、漁港橋梁のうち 5 基は、漁港機能保全事業により既に機能保全計画が策定されており、改修が必要と判断された 1 基については対策が講じられている。なお、残る漁港公園施設に架かる 2 基については、現在、国において制度設計が検討されている状況にあり計画策定には至っていないが、制度化され次第計画策定を予定している。

農道橋梁は、国の指導により国交省の道路橋定期点検要領を準用して、平成 32 年度までに施設の長寿命化計画を策定することとなっている。

一方、市道に架かる橋梁については、「平戸市橋梁長寿命化計画」に基づく定期点検により、橋の効率的な維持及び修繕をすることが求められており、道路法施行規則に基づく 5 年に 1 回実施する定期点検と異常時点検により橋梁の健全性を維持することとなっている。農道橋梁には、谷間をまたぐ 30 年以上を経過した大橋もあり計画策定が急がれる。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。